

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県病院事業管理者 小 出 典 男

**香川県病院局管理規程第2号**

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 航空機搭乗業務手当</u></p> <p><u>(3)～(9) 略</u></p> <p>(有害物等取扱手当)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>(航空機搭乗業務手当)</u></p> <p><u>第10条の2 航空機搭乗業務手当は、職員が航空機に搭乗し、診療、調査その他管理者が定める業務に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 航空機搭乗業務手当の額は、搭乗した時間1時間につき1,900円とする。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する業務のために、飛行中の回転翼航空機から降下した日がある場合におけるその日の属する月の航空機搭乗業務手当の総額は、前項の規定により得られる額にその降下した日1日につき870円を加算した額とする。</u></p> <p>(精神保健福祉業務手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">医療職給料表(二) 級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">標準職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準職務	略		<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第9条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(8) 略</u></p> <p>(有害物等取扱手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>(精神保健福祉業務手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">医療職給料表(二) 級別標準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">標準職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準職務	略	
職務の級	標準職務								
略									
職務の級	標準職務								
略									

6級	1 略 2 困難な業務を処理する技師長、副技師長、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）若しくは中央病院副薬剤部長の職務又はこれらに相当する職務
5級	1 技師長、副技師長、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）若しくは中央病院副薬剤部長の職務又はこれらに相当する職務 2 略
略	

別表第5（第5条関係）

医療職給料表(二) 級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師	大学6卒			2	3	別に定める
		0	2	5		
	大学卒			5	3	別に定める
		0	5	8		
略						

備考 略

別表第8（第6条関係）

医療職給料表(二) 初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
薬剤師	大学6卒	2級19号給
	大学卒	2級5号給
略		

備考

- この表の適用を受ける職員に第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる初任給等規則第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表(二) 級別資格基準表の備考に定めるところによる。
- 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適

6級	1 略 2 困難な業務を処理する技師長、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）若しくは中央病院副薬剤部長の職務又はこれらに相当する職務
5級	1 技師長、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）若しくは中央病院副薬剤部長の職務又はこれらに相当する職務 2 略
略	

別表第5（第5条関係）

医療職給料表(二) 級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師	大学卒			5	3	別に定める
			0	5	8	
略						

備考 略

別表第8（第6条関係）

医療職給料表(二) 初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
薬剤師	大学卒	2級5号給
略		

備考 この表の適用を受ける職員に第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により適用されることとなる初任給等規則第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表(二) 級別資格基準表の備考に定めるところによる。

用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第14（第20条関係）

給料表	職員	割合
略		
医療職給料表 (二)	1・2 略	
	3 技師長、副技師長、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）及び中央病院副薬剤部長並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の10
	4 略	
略		

別表第14（第20条関係）

給料表	職員	割合
略		
医療職給料表 (二)	1・2 略	
	3 技師長、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）及び中央病院副薬剤部長並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の10
	4 略	
略		

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。